告示

○内閣府告示第百九十四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十二日　内閣総理大臣　野田　佳彦

独立行政法人国立高等専門学校機構鶴岡工業高等専門学校図書館の項中「図書館」を「図書メディアセンター」に改める。

○総務省告示第二百十四号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、特別業務の局の運用に関する事項を次のように告示する。

なお、この告示は、平成二十四年七月二十四日限り、その効力を失う。

平成二十四年六月二十二日　総務大臣　川端　達夫

1　特別業務の局の呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに送信時刻

呼出名称	電波の型式及び周波数	送信時刻
でんかんきせいさっぽろかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいせんだいかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいとうきょうかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいかなざわかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいなごやかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいおおさかかほん61	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいひろしまかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいまつやまかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいくまもとかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時
でんかんきせいなはかほん60	8K50F3E　903.0375MHzから904.9875MHzまで12.5kHz間隔の周波数157波	常時

2　通報の送信方法

通報の送信は、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

(1)　呼出名称

(2)　電波利用の適正化のための広報に関する事項

○外務省告示第二百十九号

日本国政府は、平成二十三年四月十五日にバリで作成された「千九百八十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定の有効期間を延長する第五次協定」の受諾を平成二十四年六月五日に国際原子力機関の事務局長に通告した。

よって、同協定は、その第二条2の規定に従い、同日に日本国について効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、平成二十四年五月三日現在次のとおりである。

インド、モンゴル国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国

平成二十四年六月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

（訳文）

千九百八十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定の有効期間を延長する第五次協定

オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、インド、インドネシア、日本国、大韓民国、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ及びベトナムの政府（以下「締約国政府」という。）は、千九百八十七年六月十二日に効力を生じ、千九百九十二年六月十二日、千九百九十七年六月十二日及び二千二年六月十二日に有効期間が延長され、その後二千七年六月十二日に有効期間が延長され同日から五年間効力を有する千九百八十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（以下「千九百八十七年の地域協力協定」という。）の当事者であり、

千九百九十二年六月十二日、千九百九十七年六月十二日及び二千二年六月十二日に有効期間が延長され、その後二千七年六月十二日に有効期間が延長された千九百八十七年の地域協力協定は、二千十二年六月十一日に効力を失うこととされており、

締約国政府は、関係加盟国の間の協力計画及び調整された研究計画を遂行するための地域的な枠組みを提供する上での千九百八十七年の地域協力協定の有用性に鑑み、千九百八十七年の地域協力協定の有効期間をその失効の日から更に五年間延長することを希望するので、

よって、ここに、次のとおり協定する。

第一条　千九百八十七年の地域協力協定の有効期間の延長

千九百八十七年の地域協力協定は、二千十二年六月十二日から更に五年間引き続き効力を有する。別段の合意がない限り、千九百八十七年の地域協力協定の実施のために作成されたいずれの取決めも、延長された期間引き続き効力を有する。

第二条　効力発生

1　千九百八十七年の地域協力協定の締約国政府及び千九百八十七年の地域協力協定第十二条に規定する国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国の政府は、この第五次延長協定を受諾する旨を機関の事務局長に通告することにより、この第五次延長協定の締約国政府となることができる。

2　この第五次延長協定は、機関の事務局長が二番目の受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。この第五次延長協定は、その後にこの第五次延長協定を受諾する政府については、機関の事務局長がその受諾の通告を受領した日に効力を生ずる。

二千十一年四月十五日にバリで英語により本書を作成した。

○外務省告示第二百二十号

平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」は、第十九条(1)(v)及び同(3)(v)並びに第二十条(3)の規定に従い、ベルギー王国、ルクセンブルク大公国及びオランダ王国について平成二十四年八月十一日に効力を生ずる。

なお、前記の各国は、それぞれ、その国名に対応する日に批准書を世界知的所有権機関事務局長に寄託した。

ベルギー王国	平成十六年六月二十八日
ルクセンブルク大公国	平成二十四年五月十一日
オランダ王国	平成八年九月十九日（平成二十四年五月十一日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年六月二十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修